

飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月17日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第38号

## 飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則の一部を改正する規則

飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則(平成18年飯塚市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(任用候補者名簿) 第12条 (略) 2 (略) 3 任用候補者名簿の有効期限は、任用候補者名簿作成の日の属する年度の <u>翌年度の9月30日</u> までとする。	(任用候補者名簿) 第12条 (略) 2 (略) 3 任用候補者名簿の有効期限は、任用候補者名簿作成の日の属する年度の <u>末日</u> までとする。

### 附 則

この規則は、令和7年12月19日から施行する。